



長野県報

10月23日(木)
平成26年
(2014年)
第2618号

目 次

条 例

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例（情報公開・法務課）	3
民生委員の定数を定める条例（地域福祉課）	3
介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例（介護支援課）	4
長野県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（介護支援課）	8
児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例の一部を改正する条例（介護支援課）	8
長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（薬事管理課）	9
年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例の一部を改正する条例（生活安全企画課）	15

告 示

平成26年10月15日成立した平成26年度補正予算の要領（財政課）	16
産業廃棄物処理施設の変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書の縦覧（資源循環推進課）	17
一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書の縦覧（資源循環推進課）	18
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	18

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	19
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	19
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施（建築住宅課）	19
開発行為に関する工事の完了（3件）（都市・まちづくり課）	19
一般競争入札（河川課）	20
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（高校教育課）	21

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、個人番号を含む個人情報を保有する際には特定個人情報保護評価を行うこととされたため、当該評価における第三者点検を長野県個人情報保護運営審議会に行わせることとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 民生委員の定数を定める条例（条例第36号）

- 1 民生委員法の一部改正に伴い、市町村ごとの民生委員の定数を定めました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例（条例第37号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準を定めました。
 - 2 この条例は、平成27年1月1日から施行します。
-

◇ 長野県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、要介護認定等に関する処分に対する審査請求を取り扱う合議体を構成する委員の定数を定めました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件を法人であることと定めました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第40号）

- 1 薬事法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととしたほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 規制緩和により医療機器等の製造業の許可制度に代えて登録制度が導入されたため、登録に係る手数料を定めました。
 - (2) 法律の名称の改正により、次の条例について規定の整理を行いました。
 - ア 長野県手数料徴収条例
 - イ 長野県地方薬事審議会条例
 - ウ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
 - エ 長野県食品安全・安心条例
 - 2 この条例は、平成26年11月25日（一部の規定は、公布の日）から施行します。
-

◇ 年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の名称の改正に伴い、同法を引用している規定の改正を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-



条例

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第35号

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例

長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第46条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、審議会は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により実施機関から意見を聴かれた事項の審議を行うものとする。

第50条第2項中「第46条第2項から第5項」を「第46条第3項から第6項」に改める。

第66条中「第46条第5項」を「第46条第6項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

情報公開・法務課

民生委員の定数を定める条例をここに公布します。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第36号

民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数とする。

左欄	右欄
松本市	536人
上田市	332人
岡谷市	142人
飯田市	236人
諏訪市	120人
須坂市	119人
小諸市	110人
伊那市	168人
駒ヶ根市	69人
中野市	113人
大町市	84人
飯山市	77人
茅野市	125人
塩尻市	160人

佐久市	230人
千曲市	151人
東御市	81人
安曇野市	216人
小海町	19人
佐久穂町	44人
川上村	13人
南牧村	12人
南相木村	7人
北相木村	6人
軽井沢町	42人
御代田町	35人
立科町	23人
長和町	29人
青木村	17人
下諏訪町	57人
富士見町	43人
原村	24人
辰野町	56人
箕輪町	59人
飯島町	25人
南箕輪村	30人
中川村	16人
宮田村	19人
松川町	29人
高森町	28人
阿南町	23人
阿智村	26人
平谷村	4人
根羽村	7人
下條村	10人
壳木村	4人
天龍村	12人
泰阜村	9人
喬木村	18人
豊丘村	17人
大鹿村	8人
上松町	20人
南木曽町	19人
木曽町	48人
木祖村	11人
王滝村	6人
大桑村	14人
麻績村	11人
生坂村	12人
山形村	19人

朝日村	12人
筑北村	29人
池田町	35人
松川村	24人
白馬村	21人
小谷村	19人
坂城町	39人
小布施町	17人
高山村	18人
山ノ内町	44人
木島平村	21人
野沢温泉村	16人
信濃町	31人
飯綱町	34人
小川村	18人
栄村	13人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地域福祉課

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成26年10月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第37号

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定居宅介護支援（第3条—第30条）
- 第3章 基準該当居宅介護支援（第31条）
- 第4章 雜則（第32条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定により、指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅サービス計画 法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。
- (2) 指定居宅介護支援 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。
- (3) 基準該当居宅介護支援 法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

第2章 指定居宅介護支援

(基本方針)

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下この章において同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下この章において同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者（同条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。第26条において同じ。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(介護支援専門員)

第4条 指定居宅介護支援事業者は、規則で定めるところにより、指定居宅介護支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに、指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（次条第2項を除き、以下この章において「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 介護支援専門員のうち1人は、常勤でなければならない。

(管理者)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならぬ。

2 管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(重要事項の説明等)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護支援を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に定める基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであることなどにつき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申

出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(サービス提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービスの提供が困難である場合の措置)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域（第19条において「通常の事業の実施地域」という。）等を勘査し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、その者に対する他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者に対し指定居宅介護支援を提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要介護認定（法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下この章において同じ。）の有無及び有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意向を踏まえ、必要な協力をを行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者が法第27条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に係る法第28条第2項の規定による要介護認定の更新の申請が、当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(身分証明書)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員にその身分を証する書類を携行させ、初めて訪問するとき及び利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものと除く。）を提供したときは、規則で定めるところにより、利用者から利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用料のほか、規則で定める場合には、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(基本的な取扱方針)

第13条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（具体的な取扱方針）

第14条 指定居宅介護支援は、第3条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行われなければならない。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならないこと。

(2) 惣切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又はその家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならないこと。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならないこと。

(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者のサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。以下この条及び第30条において同じ。）が提供するサービスの内容及び利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しなければならないこと。

(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成しようとするときは、適切な方法により、利用者の有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等の状況その他の置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。

(7) 介護支援専門員は、前号の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、その理解を得なければならない。

(8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についての第6号の規定により把握した解決すべき課題の内容に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、次に掲げる事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならないこと。

ア 利用者及びその家族の生活に対する意向

イ 総合的な援助の方針

ウ 生活全般の解決すべき課題

エ 提供されるサービスの目標及びその達成時期

オ サービスの種類、内容及び利用料

カ サービスを提供する上の留意事項

- (9) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の参加を基本とするサービス担当者会議（当該介護支援専門員及び指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）により構成する会議をいう。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を聴かなければならぬこと。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を聴くことができる。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について、指定居宅サービス等が保険給付の対象であるか否かを区分した上で、利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならないこと。
- (11) 介護支援専門員は、前号の同意を得て居宅サービス計画を作成したときは、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないこと。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づきサービスが提供されている間、その実施状況等の把握を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないこと。
- (13) 介護支援専門員は、前号の規定による実施状況等の把握に当たっては、利用者及びその家族並びに指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、1ヶ月に1回以上、次に定めるところにより行わなければならないこと。
- ア 利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 前号の規定により把握した実施状況等を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合には、第9号に規定するサービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を聴かなければならぬこと。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を聴くことができる。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項の規定により申請した要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (15) 第3号から第11号までの規定は、居宅サービス計画の変更について準用するものであること。
- (16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入所若しくは入院を希望する場合には、その者に対し、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行わなければならないこと。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退所又は退院をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、その者に対し、居宅サービス計画の作成その他の援助を行わなければならないこと。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、その者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を聴かなければならないこと。
- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては当該医療サービスに係る主治の医師又は歯科医師の指示がある場合に限り行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービ

- ス等を位置付ける場合にあっては当該指定居宅サービス等に係る主治の医師又は歯科医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意事項を尊重して行わなければならないこと。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合には、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、その者的心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数がその者に係る要介護認定の有効期間の日数のおおむね半数を超えないようにしなければならないこと。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、随時第9号に規定するサービス担当者会議の開催により、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、当該必要性がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないこと。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合には、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないこと。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見の記載がある場合にはその趣旨を、法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類についての記載がある場合にはその趣旨及びその変更の申請ができる旨をその者に説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならないこと。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた場合において、当該利用者が法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者等の介護予防支援の利用を希望するときは、当該指定介護予防支援事業者等と当該利用者に係る必要な情報を提供するなどの連携を図らなければならないこと。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者から同項に規定する指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、自ら行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう留意しなければならないこと。
- （法定代理受領サービス等に係る報告）
- 第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、居宅サービス計画に位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり同条第1項に規定する指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る同項に規定する指定居宅サービスをいう。）に該当するものに関する情報を記載した文書を、市町村（同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条及び第27条において同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、毎月、居宅サービス計画に位置付けられている法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サー

ビスに係る特例居宅介護サービス費の支給に関する事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者の指定居宅介護支援の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた場合その他利用者から申出があった場合には、その者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（市町村への通知）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって法による保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第18条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に第6条から第30条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

（運営規程）

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第20条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（区画及び設備等）

第21条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

（健康管理等）

第22条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（重要事項の掲示）

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第24条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、第14条第9号に規定するサービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかなければならぬ。

（広告）

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益収受等の禁止）

第26条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者その他の事業者によるサービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者その他の事業者によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者その他の事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者その他の事業者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情解決）

第27条 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援に係る苦情に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けた法

第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に係る苦情に關し、国民健康保険団体連合会が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかにその者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 第14条第12号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに作成した次に掲げる記録

ア 居宅サービス計画

イ 第14条第6号の規定により把握した解決すべき課題の記録

ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第14条第12号の規定により把握した実施状況等の記録

(3) 第17条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

第3章 基準該当居宅介護支援

(基準該当居宅介護支援の事業の基準)

第31条 前章（第27条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものと除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」と読み替えるものとする。

第4章 雜則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

介護支援課

長野県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第38号

長野県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

長野県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例（平成11年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県介護保険審査会の公益を代表する委員等の定数を定める条例

本則を第1条とし、同条に見出しとして「（公益を代表する委員の定数）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(合議体を構成する委員の定数)

第2条 介護保険法第189条第3項の規定により、同条第2項の合議体を構成する委員の定数は、3人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

介護支援課

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第39号

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法等に基づく事業者等の指定に係る申請者の要件等に関する条例（平成24年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「及び」を「、第79条第2項第1号及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

介護支援課

長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第40号

長野県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の33の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に、「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に、「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改める。

第2条 長野県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第1の33の項を次のように改める。

33 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分	単位	金額
(1) 法第4条第1項の規定による薬局開設の許可の申請に対する審査	1 件	29,300円
(2) 法第4条第4項の規定による薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	〃	11,100円
(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第80条第1項第1号及び第2項第1号の規定による法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品（以下この項において「医薬品等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査	ア 第一種医薬品製造販売業許可（ウに掲げるものを除く。） イ 第二種医薬品製造販売業許可（ウに掲げるものを除く。） ウ 薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの（以下この項において「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売に係る許可 エ 医薬部外品製造販売業許可（オに掲げるものを除く。） オ 医薬部外品製造販売業許可（政令第20条第2項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外のものの製造販売である場合の許可に限る。（4）のオにおいて同じ。） カ 化粧品製造販売業許可	145,100円 136,100円 7,800円 88,700円 70,500円 70,500円
(4) 政令第80条第1項第1号及び第2項第1号の規定による法第12条第2項に規定する医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	ア 第一種医薬品製造販売業許可の更新（ウに掲げるものを除く。） イ 第二種医薬品製造販売業許可の更新（ウに掲げるものを除く。） ウ 薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の更新 エ 医薬部外品製造販売業許可の更新（オに掲げるものを除く。） オ 医薬部外品製造販売業許可の更新 カ 化粧品製造販売業許可の更新	116,100円 108,900円 5,800円 71,000円 56,400円 56,400円
(5) 政令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第1項に規定する医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査	ア 医薬品の製造に係る許可のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）第26条第1項第3号に掲げる区分に係るもの イ 医薬品の製造に係る許可のうち省令第26条第1項第4号に掲げる区分に係るもの ウ 医薬品の製造に係る許可のうち省令第26条第1項第5号に掲げる区分に係るもの エ 薬局製造販売医薬品の製造に係る許可 オ 医薬部外品の製造に係る許可のうち省令第26条第2項第1号に掲げる区分に係るもの カ 医薬部外品の製造に係る許可のうち省令第26条第2項第2号に掲げる区分に係るもの	81,300円 71,000円 47,000円 11,000円 81,300円 35,600円

(6) 政令第80条第1項第2号及び第2項第3号の規定による法第13条第3項に規定する医薬品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査	キ 医薬部外品の製造に係る許可のうち省令第26条第2項第3号に掲げる区分に係るもの	〃	29,100円
	ク 化粧品の製造に係る許可のうち省令第26条第3項第1号に掲げる区分に係るもの	〃	35,600円
	ケ 化粧品の製造に係る許可のうち省令第26条第3項第2号に掲げる区分に係るもの	〃	29,100円
	ア 医薬品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第1項第3号に掲げる区分に係るもの	〃	54,500円
	イ 医薬品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第1項第4号に掲げる区分に係るもの	〃	48,700円
	ウ 医薬品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第1項第5号に掲げる区分に係るもの	〃	35,300円
	エ 薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の更新	〃	5,800円
	オ 医薬部外品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第2項第1号に掲げる区分に係るもの	〃	54,500円
	カ 医薬部外品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第2項第2号に掲げる区分に係るもの	〃	22,700円
	キ 医薬部外品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第2項第3号に掲げる区分に係るもの	〃	20,700円
(7) 政令第80条第2項第3号の規定による法第13条第6項に規定する医薬品等の製造所に係る許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	ク 化粧品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第3項第1号に掲げる区分に係るもの	〃	22,700円
	ケ 化粧品の製造に係る許可の更新のうち省令第26条第3項第2号に掲げる区分に係るもの	〃	20,700円
	ア 医薬品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第1項第3号に掲げる区分であるものに係るもの	〃	74,700円
	イ 医薬品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第1項第4号に掲げる区分であるものに係るもの	〃	64,200円
	ウ 医薬品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第1項第5号に掲げる区分であるものに係るもの	〃	40,100円
	エ 医薬部外品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第2項第1号に掲げる区分であるものに係るもの	〃	74,700円
	オ 医薬部外品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第2項第2号に掲げる区分であるものに係るもの	〃	33,700円
	カ 医薬部外品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第2項第3号に掲げる区分であるものに係るもの	〃	27,200円
	キ 化粧品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第3項第1号に掲げる区分であるものに係るもの	〃	33,700円
	ク 化粧品の製造に係る許可の区分の変更又は追加の許可のうち当該変更又は追加により新たに加えられる区分が省令第26条第3項第2号に掲げる区分であるものに係るもの	〃	27,200円
(8) 政令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定による法第14条第1項に規定する医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認の申請に対する審査	医薬品	ア 医療用医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。）	200,200円
		イ 日本薬局方に収められている医薬品（ウに掲げるものを除く。）	35,400円
		ウ 薬局製造販売医薬品	90円
		エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品	71,100円

	医薬部外品			"	34,800円	
(9) 政令第80条第2項第7号の規定による法第14条第6項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)に規定する調査	法第14条第1項の承認を受けようとするときの調査	医薬品	ア 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬品が同号に規定する無菌医薬品(以下この項において「無菌医薬品」という。)である場合に限る。)	"	54,200円	
			イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬品が無菌医薬品である場合を除く。)	"	47,500円	
			ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	"	30,900円	
	法第14条第1項の承認の取得後政令で定める期間を経過するごとの調査	医薬品	ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬部外品が同号に規定する無菌医薬部外品(以下この項において「無菌医薬部外品」という。)である場合に限る。)	"	54,200円	
			イ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合を除く。)	"	47,500円	
			ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	"	30,900円	
(9) 政令第80条第2項第7号の規定による法第14条第6項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)に規定する調査	法第14条第1項の承認の取得後政令で定める期間を経過するごとの調査	医薬品	ア 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬品が無菌医薬品である場合に限る。)	品目の数が1である場合	"	102,600円
			イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬品が無菌医薬品である場合を除く。)	品目の数が2以上である場合	"	10万2,600円に1を超える品目の数に2,500円を乗じて得た額を加えた額
			ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	"	73,800円
			イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬品が無菌医薬品である場合を除く。)	品目の数が2以上である場合	"	7万3,800円に1を超える品目の数に1,200円を乗じて得た額を加えた額
	医薬部外品	医薬部外品	ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	"	39,800円
			イ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。)	品目の数が2以上である場合	"	3万9,800円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額
			ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。)	品目の数が1である場合	"	102,600円
			イ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。)	品目の数が2以上である場合	"	10万2,600円に1を超える品目の数に2,500円を乗じて得た額を加えた額

			イ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの(当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合を除く。)	品目の数が1である場合 品目の数が2以上である場合	〃 〃	73,800円 7万3,800円に1を超える品目の数に1,200円を乗じて得た額を加えた額
			ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合 品目の数が2以上である場合	〃 〃	39,800円 3万9,800円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額
(10) 政令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定による法第14条第9項に規定する医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査	医薬品	ア 医療用医薬品(イ及びウに掲げるものを除く。) イ 日本薬局方に収められている医薬品(ウに掲げるものを除く。) ウ 薬局製造販売医薬品 エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品	ア 医療用医薬品(イ及びウに掲げるものを除く。) イ 日本薬局方に収められている医薬品(ウに掲げるものを除く。) ウ 薬局製造販売医薬品 エ アからウまでに掲げる医薬品以外の医薬品	〃 〃 〃 〃	96,100円 20,800円 90円 30,800円	96,100円 20,800円 90円 30,800円
(11) 政令第80条第3項第1号の規定による法第23条の2第1項に規定する医療機器及び体外診断用医薬品(以下この項において「医療機器等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査	医薬部外品			〃	20,800円	20,800円
(12) 政令第80条第3項第1号の規定による法第23条の2第2項に規定する医療機器等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	ア 第一種医療機器製造販売業許可 イ 第二種医療機器製造販売業許可 ウ 第三種医療機器製造販売業許可 エ 体外診断用医薬品製造販売業許可	ア 第一種医療機器製造販売業許可の更新 イ 第二種医療機器製造販売業許可の更新 ウ 第三種医療機器製造販売業許可の更新 エ 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新	ア 第一種医療機器製造販売業許可の更新 イ 第二種医療機器製造販売業許可の更新 ウ 第三種医療機器製造販売業許可の更新 エ 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新	〃 〃 〃 〃	145,100円 136,100円 89,300円 136,100円	145,100円 136,100円 89,300円 136,100円
(13) 政令第80条第3項第3号の規定による法第23条の2の3第1項に規定する医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査				〃	37,900円	37,900円
(14) 政令第80条第3項第3号の規定による法第23条の2の3第3項に規定する医療機器等の製造業の登録の更新の申請に対する審査				〃	28,300円	28,300円
(15) 政令第80条第4項第1号の規定による法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査				〃	145,100円	145,100円
(16) 政令第80条第4項第1号の規定による法第23条の20第2項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査				〃	116,100円	116,100円
(17) 法第24条第1項の規定による医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	ア 専ら動物のために使用する医薬品の販売業(法第83条の2の3第1項に規定する販売業に限る。) イ ア以外の販売業	ア 専ら動物のために使用する医薬品の販売業(法第83条の2の3第1項に規定する販売業に限る。) イ ア以外の販売業	ア 専ら動物のために使用する医薬品の販売業(法第83条の2の3第1項に規定する販売業に限る。) イ ア以外の販売業	〃 〃	22,000円 29,000円	22,000円 29,000円
(18) 法第24条第2項の規定による医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査				〃	11,100円	11,100円
(19) 法第33条第1項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の交付				〃	7,100円	7,100円

(20) 法第33条第1項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の書換え交付	”	2,000円				
(21) 法第33条第1項の規定による医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の再交付	”	2,900円				
(22) 法第36条の8第1項の規定による一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施	”	15,100円				
(23) 法第36条の8第2項の規定による医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請に対する審査	”	8,000円				
(24) 法第36条の8第2項の規定による販売従事登録証の書換え交付	”	2,000円				
(25) 法第36条の8第2項の規定による販売従事登録証の再交付	”	2,900円				
(26) 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	”	29,000円				
(27) 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	”	11,100円				
(28) 政令第80条第3項第4号の規定による法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	”	71,000円				
(29) 政令第80条第3項第4号の規定による法第40条の2第3項に規定する医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	”	48,700円				
(30) 政令第80条第3項第4号の規定による法第40条の2第5項に規定する事業所に係る修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	”	17,900円				
(31) 法第40条の5第1項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	”	29,000円				
(32) 法第40条の5第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	”	11,100円				
(33) 政令第80条第2項第7号の規定による法第80条第1項に規定する調査	製造をしようとするときの調査	医薬品	ア 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬品が無菌医薬品である場合に限る。）	”	54,200円	
			イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬品が無菌医薬品である場合を除く。）	”	47,500円	
			ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	”	30,900円	
	医薬部外品		ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。）	”	54,200円	
			イ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合を除く。）	”	47,500円	
			ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	”	30,900円	
製造の開始後政令で定める期間を経過するごとの調査	医薬品		ア 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬品が無菌医薬品である場合に限る。）	品目の数が1である場合	”	102,600円
			品目の数が2以上である場合	”	10万2,600円に1を超える品目の数に2,500円を乗じて得た額を加えた額	

			イ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第4号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬品が無菌医薬品である場合を除く。）	品目の数が1である場合	〃	73,800円	
				品目の数が2以上である場合	〃	7万3,800円に1を超える品目の数に1,200円を乗じて得た額を加えた額	
			ウ 当該調査に係る医薬品の製造所が省令第26条第1項第5号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	39,800円	
				品目の数が2以上である場合	〃	3万9,800円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額	
	医薬部外品	ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。）	品目の数が1である場合	〃	102,600円		
				品目の数が2以上である場合	〃	10万2,600円に1を超える品目の数に2,500円を乗じて得た額を加えた額	
		イ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第2号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合を除く。）	品目の数が1である場合	〃	73,800円		
				品目の数が2以上である場合	〃	7万3,800円に1を超える品目の数に1,200円を乗じて得た額を加えた額	
		ウ 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第3号に掲げる区分の許可に係るものであるもの	品目の数が1である場合	〃	39,800円		
				品目の数が2以上である場合	〃	3万9,800円に1を超える品目の数に300円を乗じて得た額を加えた額	
(34)	政令第1条の5第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付			〃	2,000円		
(35)	政令第1条の6第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付			〃	2,900円		
(36)	政令第5条第1項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付			〃	2,000円		
(37)	政令第6条第1項の規定による医薬品等の製造販売業の許可証の再交付			〃	2,900円		
(38)	政令第12条第1項の規定による医薬品等の製造業の許可証の書換え交付			〃	2,000円		
(39)	政令第13条第1項の規定による医薬品等の製造業の許可証の再交付			〃	2,900円		
(40)	政令第37条の2第1項の規定による医療機器等の製造販売業の許可証の書換え交付			〃	2,000円		
(41)	政令第37条の3第1項の規定による医療機器等の製造販売業の許可証の再交付			〃	2,900円		
(42)	政令第37条の9第1項（政令第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機器等の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付			〃	2,000円		
(43)	政令第37条の10第1項（政令第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機器等の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付			〃	2,900円		
(44)	政令第43条の4第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付			〃	2,000円		
(45)	政令第43条の5第1項の規定による再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付			〃	2,900円		
(46)	政令第45条第1項の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付			〃	2,000円		
(47)	政令第46条第1項の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付			〃	2,900円		

(長野県地方薬事審議会条例の一部改正)

第3条 長野県地方薬事審議会条例（昭和37年長野県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第4条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の19の項中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「賃貸業の」を「貸与業の」に、「第10条第1項」を「第10条第1項」に、「賃貸業者」を「貸与業者」に改める。

(長野県食品安全・安心条例の一部改正)

第5条 長野県食品安全・安心条例（平成24年長野県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び医薬部外品」を「、医薬部外品及び再生医療等製品」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第1条の規定及び第4条中知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の19の項の改正規定（「第10条」を「第10条第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）附則第63条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項の承認を受けようとするときの調査（体外診断用医薬品及び医療機器に係るものに限る。）に係る手数料については、第2条の規定による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の33の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

薬事管理課

年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成26年10月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第41号

年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する

行為の規制に関する条例の一部を改正する条例

年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例（平成11年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の处罚及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生活安全企画課